

第三条 前条に定めるもののほか、この規程の施行に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

○給料表の適用範囲に関する件

(昭和三十一年十一月十一日両院議長協議決定)

改正 昭三五年六月九日 昭三六年一月一日
昭三九年一二月二〇日 昭四三年一二月一日
昭五五年一一月一九日 昭六〇年一二月一〇日
昭一〇年一月一二日 平一二年一月一〇日
平一八年三月三一日 平一九年二月七日
平二一年六月一日 平二三年五月一八日

(総則)

第一条 国会職員の給与等に関する規程（昭和三十一年十月十六日両院議長決定）別表第一から別表第五までのそれぞれの給料表の適用については、本件の定めるところによる。

(指定職給料表の適用範囲)

第二条 指定職給料表は、次の各号に掲げる国会職員に適用する。

- 一 各議院事務局の事務次長、各議院法制局の法制次長、国立国会図書館の副館長及び衆議院事務局の調査局長
- 二 裁判官訴追委員会の事務局長及び裁判官弾劾裁判所の事務局長
- 三 各議院事務局の憲法審査会事務局長
- 四 国立国会図書館の調査及び立法考査局長
- 五 各議院事務局、各議院法制局及び国立国会図書館の部長及びこれらの部長又は前各号に掲げる国会職員に準ずる国会職員で、衆議院の事務局及び法制局の職員並びに裁判官訴追委員会事務局の職員については衆議院議長、参議院の事務局及び法制局の

職員については参議院議長、国立国会図書館の職員については
国立国会図書館の館長が指定するもの

(行政職給料表(二)の適用範囲)

第三条 行政職給料表(二)は、次の各号に掲げる国会職員に適用する。

- 一 監視等の業務に従事する者
- 二 用務員等の庁務に従事する者
- 三 自動車運転手、車庫長等の業務に従事する者
- 四 電工、大工、印刷工、製本工等の製作、修理、加工等の業務に従事する者
- 五 機械操作手、汽かん士等の機器の運転、操作、保守等の業務に従事する者
- 六 電話交換手の業務に従事する者
- 七 前各号に準ずる技能的業務に従事する者

(速記職給料表の適用範囲)

第四条 速記職給料表は、速記に従事する国会職員で、次の各号に

- 掲げる者に適用する。
- 一 速記監督(事務総長の指定する者を除く。)
 - 二 速記副監督
 - 三 主任速記士
 - 四 速記士
 - 五 速記士補
 - 六 補助速記者

(議院警察職給料表の適用範囲)

第五条 議院警察職給料表は、議院警察に従事する国会職員で、次の各号に掲げる者に適用する。

給料表の適用範囲に関する件

一 衛視長(事務総長の指定する者を除く。)

二 衛視副長

三 衛視班長

四 衛視

附 則

本件は、昭和三十二年四月一日から適用する。

附 則(平成二十三年五月十八日)

本件は、平成二十三年五月十八日から施行する。